# 工事執行機関 県南農林事務所

# 入札(見積)執行調書入札(契約)結果書

年災		事項					契約	令和7年10月16日
工事番号 25-36230-0024 工 事			工 事 名	農業用河川	川工作物応急対策 0 ′	701工事	着工	令和7年10月16日
入札執行	年月日	令和7年	10月7日	発注種別	01 一般土木工事		完成	令和8年3月26日
審議	番号	公所	000000	本庁				
路線・海	可川名	庄司場堰				予定価格		28, 146, 800
工事箇月	工事箇所 自 白河市小田川地内					最低制限価格		
至						調査基準価格		25, 894, 990
工 事 概 要 護岸補修工一式						(予定価格に占める 法定福利費概算額)		1, 320, 340

業者コード		- 落札 者の住	所
業 者 名		預及び再入札額	落札額(契約額)
100002367	白河市 東大洋	召 1 7 6 — 1	
(株)鈴木建設	(1) 23, 6	00,000 (2)	
(体) 郭小建议	(3)	(4)	25, 960, 000
100003165			
   大東土建(株)	(1) 25, 0	00,000 (2)	
八果工建(休) 	(3)	(4)	
100003591		•	•
	(1) 24, 3	40,000 (2)	
(株)平成工業	(3)	(4)	
		L	I
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	( - /	\ \ - \	
	(1)	(2)	
	(3)	(2)	
	(0)	(1)	
	(1)	(2)	
	(3)	$\begin{pmatrix} 2 \\ 4 \end{pmatrix}$	
	(3)	(4)	
	(1)	1(0)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
		T	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

- ※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
- ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

# 条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表

(入札執行権者	県南地方振興局長	伊藤	智樹	)
(立会人職氏名	_			)

工事番号	25-36230-0024	年日	公告	令和7年9月8日	落札者決定 命和	£0.7年10日14日	条件設定	地方審査委員会	令和7年9月4日	資格確認	地方審査委員会	_
工事名	農業用河川工作物応急対策0701工事	日日	開札	令和7年10月7日	俗化有 (人) 17 1	和7年10万14日	未件权足	本庁審査委員会	_	貝俗唯祕	本庁審査委員会	_

	入札参加者		入札 参加 資格の確認 結果											
No.	商号、名称又は特定 建設工事共同企業体 名	負有資格	167条の4 第1項各号 のいずれ	③ 入札参加 資格停止 期間中で ない	手続又は	⑤ 有効な経 営事項審 査を受け ている	⑥ 格付要件 (一般土木 A、B又は C)		8	9	100	落札候補者の順位	入札結果	備考
1	(株) 鈴木建設	0	0	0	0	0	0	0				1	23,600,000	落札者
2	大東土建 (株)												25,000,000	
3	(株) 平成工業											2	24,340,000	
4														
5														
6														
7													7	
8														
9														
10														

# 総合評価方式入札結果

#### 工事種別 一般土木工事

工事執行権者 県南農林事務所長

工事番号	2 <mark>5</mark> -3623	30-0024	工事名	農業用河	川工作物応急対抗	策0701工事	予定価格(	円) 28,146,800	工期	令和8年	3月26日限り		開札予定日	4	6和7年10月	7日
路線河川名	線河川名 庄司場堰地区 工事箇所 白河市小		田川地内	工事の概	既要 護岸補修工一式					技術審査日			令和7年10月2日			
学識経験者の職・氏名 落札者決定基準												落札者の決定				
		職業等			氏名	3	意見の適否	意見聴耳	<b></b> 取月日	落札者決定	の際の意見聴取		意見の適否		意見耶	恵取月日
	令和7年度第	3回福島県総台	合評価委員会	義	別紙のと	とおり	適	令和7年7	月23日	日 不要					年	月日
								年 .	月日	要	• 不要				年	月日
入村	<b>.</b> 参加者		者の所在地 f·支店·営業所)	標準点	加算点	標準点 十加算点 (A)	入札額 (円:税抜き) (B)	評価値算出価格 (円:税抜き) (C)	評価 (A/ ×10,00	(C)	順位	低価格入 札の該当		備	考	
(株)鈴木	建設	白河市		100	23.50	123.50	23,600,000	23,600,000	52.33	305	1	_				
大東土建	(株)	白河市		100	19.25	119.25	25,000,000	25,000,000	47.70	000	3 "	-				
(株)平成	工業	西白河郡	<b>『</b> 矢吹町	100	22.50	122.50	24,340,000	24,340,000	50.32	286	2	-			70.7	
									-		-	-				
									-		-	-				
									-		-	-				
	¥								-		-	-				
									_		-	-				
									-		-	-				
									-		-	-				
	•								-		-	-				
											_	_				

<sup>※</sup>評価値は少数第5位を切り捨て、少数第4位まで表記する。ただし、表記の値では順位が分からない場合は、順位が分かる桁数で表記する。開札時点で有効の入札参加者は全て順位を記載すること。

入札参加者 3者

<sup>※</sup>契約締結後の公表時には予定価格を記載して公表すること。また、備考欄には、「落札者」「無効(理由も記載すること)」「失格(理由も記載すること)」等を記載すること。

<sup>※</sup>低価格入札の該当欄には、調査基準価格を下回った入札の場合「低価格入札」、調査基準価格を下回らなかった入札の場合「―」を記載すること。

<sup>※</sup>本様式における入札参加者とは、技術提案書を提出したものとします。

# 総合評価方式評価結果

一般土木工事 工事種別

工事執行権者 県南農林事務所長 工事番号 25-36230-0024 工事名 農業用河川工作物応急対策0701工事 予定価格(円) 28.146.800 工期 令和8年3月26日限り 開札予定日 令和7年10月7日 庄司場堰地区 工事箇所 白河市小田川地内 工事の概要 護岸補修工一式 路線河川名 技術審查日 令和7年10月2日 地域要件 管内 入札参加者の所在地等(消防団以外)の評価対象地域 県南建設事務所管内(棚倉土木事務所管内を除く) 消防団への継続加入状況の評価対象地域 県南建設事務所管内 価格以外の評価項目及び点数 施 加算点 企業の技術力 品 配置予定技術者の技術力 企業の地域社会に対する貢献度 技術提案 I 質 (様式第6号<様式第11号>) (様式第7号<様式第11号>) (様式第8号<様式第11号>) <>内は特別簡易型等、地域密着型 (様式第10号)[標準型のみ] 計 加算点 確 加 施工 プ建保ふ + 若 同 地域要件等で評価対象地域が異なる 入礼参加者 画 保 (a) 全 算 事 良 質 休 C シ設有 技術者 I 事 良 が 境 内 < 事 分 康 手 項目 算 の所在地 確保数 適 等 能 成 I 管 2 T スキ 能 成 I LI 管 ^ 業 女 ٢ 野 経 市所入 選択項目(2項目) 点 ボ (契約する 加算点 切  $\sigma$ カ 績 事 理 日 活 テャ ま 資 カ 績 事 者 理 の 者 性 生 進 在札ラ 入札参加者 継 営 女 **B**T 防 (b) 本店·支店· 確 性 指 能 確 用 格 活 出 表 ムリ M 続 表  $\sigma$ 配 活 応 優性 村 地参 ン 団 営業所) 技 実 定 保 カ 保 I 彰 用 彰 P 教 雇 熽 揺 良技 加 テ 加 加算点 性 有 案 エ 事 ア 資 用 事術 者  $\pm$ 育 1 式 締又用離確の補・ 年 0 数 第 ツ 業者 結は 職保維修 地域密着型 否 2.0点 1.5点 — — — 0.25点 — 0.25点 0.25点 — 0.5点 0.75点 — - - - 0.5点 1.0点 6.0点 1.25点 0.5点 1.75点 1.25点 1.25点 1.25点 1.75点 10点 10点 (b) (c) 県内企 業·県 2.0点 1.5点 — — — 0.25点 0.25点 0.25点 0.25点 — 0.5点 <u>0.75点</u> — — — — — — — — — — 0.5点 1.0点 5.0点 0.5点 0.5点 1.75点 1.25点 1.25点 1.25点 1.75点 or or 外企業 1.0点 1.0点 1.0点 0.5点 0.5点 0.5点 0.5点 0.25点 0 10点 20点: 20点 7点 (株)鈴木建設 県内 [ 白河市 2.0 1.00 0.25 0.25 0.25 0.5 0.50 1.0 6.0 1.25 0.50 1.50 - -16.50 1.50 7 23.50 大東土建(株) 県内[ 白河市 2.0 -0.25 -0.5 -10 60 -1 25 | 1 25 | -12.25 19.25 7 (株) 平成工業 県内 [ 西白河郡矢吹町 ] 2.0 1.50 0.25 0.25 -0.5 0.75 1.0 5.0 1.25 0.50 0.75 - -1.75 15.50 22.50 7 無効を除く参加者 3者合計  $6.0 \ | \ 2.50 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0 \ | \ 0.0$ 0.0 44.25 0.00 0.00 0.00 21 65.25 無効を除く参加者 3者平均 14.75 21.75

<sup>※</sup>技術提案の採否は、採の場合には「〇」、否の場合には「×」と表記すること。

<sup>※</sup>技術提案の採否が否の場合には、「加算点(b)」の欄には/(斜線)を記入すること。

<sup>※</sup>契約締結後の公表時には予定価格を記入して公表すること。

<sup>※「</sup>技術者確保数」と「技能士」、「資格保有年数」と「継続教育」は、重複して加算しないこと。

<sup>※</sup>落札者以外の加算点は、技術提案書の記載内容のみによる評価であり、資料等により確認したものではない。

<sup>※</sup>無効の場合は、各点数欄を空白とし、加算点合計((a)+(b))欄に「無効」と記載する。

<sup>※</sup>地域密着型の場合、ボランティア活動及び選択項目については、工事箇所と同一の土木事務所管内の本店及び準本店のみ評価対象。

<sup>※</sup>本様式における入札参加者とは、技術提案書等を提出した者とします。

<sup>※</sup>選択項目について、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合は①~④から2項目、それ以外の工事の場合は①~③から2項目を選択する。

# 入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第246条第1項の規定により公告する。

令和7年9月8日

福島県県南地方振興局長 伊藤 智樹

# 1 入札に付する事項

	/\	□ 並1	■ 再度公告 □ 改めて公告(設計、条件等の見直しあり)					
<b>区</b> .	分	□ 新規	前回公告 工事番号 25-36230-0024 令和 7 年 7 月 2 2 日公告					
工	事番号	25 - 362	30-0024					
工	事名	農業用河川工作物応急対策 0701 工事 庄司場堰地区						
工事箇所 白河市小田川地内								
工事概要 護岸補修工一式								
完	成期限	令和8年3月	26日限り					
予	定価格	契約締結後に公表する。						
	項目	該当の有無	該当する場合の内容説明					
起	工時期	該当	・該当の場合、令和7年4月1日以降に起工した工事である。 ・該当なしの場合、令和7年3月31日までに起工した工事である。					
最	低制限価格	該当なし	・施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事。契約締結後に公表する。					
総	合評価方式	地域密看型	<ul><li>・価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。</li><li>・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。なお、当該入札では評価基準価格を設定する。</li></ul>					
	低入札価格調 査	該当	・施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事。調査基準価格は、契約締結後に公表する。 ・調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。					
	施工体制事前 提出方式	該当なし	・福島県施工体制事前提出方式の適用工事 ・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等につ いては、入札説明書による。					
電	子入札	該当	<ul> <li>・電子入札の参加には、下記アドレスより事前登録が必要</li> <li>・電子入札システム(アドレス)</li> <li>http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html</li> </ul>					
電	子閲覧	該当	電子閲覧システム(アドレス) http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html					
1	場代理人の常 義務の緩和		落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人 をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。					
1	任特例2号の 理技術者の配	該当	建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の監理技術者」という。)の配置を行うことができる工事である。専任特例2号の監理技術者の配置を行う場合の要件は、入札説明書による。					

再資源化等		該当	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
	復興 JV 以外	該当なし	単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札
混合 入札	復興 JV	該当なし	単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて(平成23年12月28日付け23財第1971号通知(令和2年1月6日一部改正))における特定建設工事共同企業体の参加を認める混合入札である。
資本関係又は人 的関係		該当	資本関係又は人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは 認めない。

# 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

発注種別	一般土木工事	・開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿
元仙里加	ルメエイトエザ	の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に
格付等級	A、B又はC	登録されていること。
	1	・建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許
許可業種	土木工事業	「建設業仏(昭和24年仏律第100万)の左の欄に表示した業権の計   可を受けていること。
	<u> </u>	・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
	1	・隣接3管内とは、県南建設事務所管内、南会津建設事務所管内、県中
	!	建設事務所管内(須賀川市内、岩瀬郡内又は石川郡内に限る。)、いわき
	1	建設事務所管内に本店又は支店・営業所*を有する者であること。
地域要件	答内	建設事務所管内に本店又は文店・営業所 を有りる自 C めること。  ・管内とは、県南建設事務所管内に本店又は支店・営業所*を有する者で
地域安计	E L 1	・ 目的とは、原用建設事務所目的に本面又は文面・営業所 を有りる有 C あること。
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	めること。  ** 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格
		(めつて開発すが高りる千度において有効な個局原工事等明具有負債 業者名簿に記載された委任先をいう。
	1	・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者
技術者のエ	二事経験	文は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、
必要なし	······································	請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未
		満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合
		は、専任を要しない。)
		・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に
		表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員であ
		る場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄
		に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が
		建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。こ
		定案工事、電気設備工事人は吸行房衛王設備工事であるとさを除く。たここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する
		法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地
		方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再
		開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人
		会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった
		云洋八子が光圧する工事をv・プ゚め「同じ゚)が配置技術者として 550   経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第
		1 項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者として
		エストがたりる工具以間は入は凹木物と気、がたりる血性以間はこして

	の経験をいう。
	・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了
	証を有する者であること。
企業の工事実績	元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績が
必要なし	あること。
企業の工事規模実績	元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の
必要なし	欄に表示した金額以上の施工実績(JV の場合は、出資比率に相当する額
	とする。)があること。
	ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件
	とみなす。
J R 近接工事	該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を
	有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。
該当なし	なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事
	管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。

## 3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。(電子入札対象工事にあっては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は 当該システムにより入札参加の受付をすること。)

また、設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

なお、設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

		り、物別は外にかりこわりこりる。
項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の	令和7年 9月 8日(月)~	電子閲覧システム
閲覧等	令和7年 9月24日(水)	
設計図書等の	令和7年 9月 8日(月)~	白河市昭和町269番地
質問	令和7年 9月16日(火)	県南農林事務所総務部総務課
		電話番号 0248-23-1574
		電子メール
		kennan.nourin@pref.fukushima.lg.jp
		※設計図書等の質問における電子メールの件名
		及びファイル名は、「【設計図書等の質問書】工事
		番号下4桁(会社名)」として提出すること。
		※質問の送付は、原則、電子メールによることと
		しますが、ファクシミリ送信を希望する場合は、
		上記電話番号まで連絡すること。
質問の回答予	令和7年 9月18日(木)	福島県県南地方振興局出納室ホームページ
定		入札書等の提出前に、必ず本ホームページに
		て、質問回答の有無を確認すること。
入札参加受付	令和7年 9月22日(月)~	・電子入札の場合に限る。
	令和7年 9月24日(水)	・電子入札システムへの入力による。
入札書等の提	令和7年10月 3日(金)	電子入札システムへの入力による。
出	午前9時00分~	※入札書等提出期間は2日間とする。
	午後5時00分	ただし、最終日の受付時間は午後3時までと
	令和7年10月 6日(月)	する。
	午前9時00分~	※初日の午後5時以降最終日の9時前に入札書を提
	午後3時00分	出した場合で、障害等により不着となった場合、辞

		退したものとみなしますので、システム利用時間内
		に提出すること。
開札	令和7年10月 7日(火)	開札は公開とする。
	午前10時00分	白河市昭和町269番地
		福島県白河合同庁舎 県南地方振興局出納室
落札者の決定	令和7年10月16日(木)	
予定日		

- ※ 電子閲覧システムの利用時間は、午前8時から午後10時まで(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。以下同じ。)です。
- ※ 電子入札システムの利用時間は、午前9時から午後5時までです。
- 4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金 入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

#### 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 7 その他

(1) その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県県南地方振興局出納室

電話番号 0248-23-1652

電子メール kennan. suito@pref. fukushima. lg. jp

- (2) この工事は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(平成 26 年 2 月 7 日) (農林技術課 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005c/sekisannhouhoutou nosikou.html 参照) を適用し積算している工事である。
- (3) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準(注1森林整備保全事業設計積算要領、注2農業集落排水施設標準積算指針)及び「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(農林技術課 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005c/sekisannhouhounosikouyouryou.html 参照)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営 繕 費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

注1) 森林整備保全事業の場合

注2)農業集落排水事業の場合

(4) 本工事は、「福島県農林水産部発注工事における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」の対象工事である。(実施要領は、農林技術課 HP を参照のこと)

受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。 本工事の発注方式は「受注者希望型」である。

## 〈参考〉 提出する書類一覧表

担山書粨	電子入札対象工事の場合		
提出書類	入札参加受付時	入札書等提出時	
技術提案書	(注 1) (注 2) (注 3) (注 4)		
	0		
入札書		システムに入力	
見積内訳書		○ (注2)	
見積内訳総括表(低入札価格調査			
事務処理要領様式第6号)		O	
工事費內訳書(福島県施工体制事			
前提出方式試行要領様式1号)		_	
下請工種内訳書(福島県施工体制			
事前提出方式試行要領様式2号)			

## ※ 電子入札における留意点

- (注1)入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、総合評価 方式の適用工事でない場合(技術提案書の提出がない場合)は任意のファイル(内容は問い ません。)を資料として添付してください。
- (注2)添付するファイル(任意のファイルを添付する場合を除く。)を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。
- (注3)総合評価方式(標準型)の場合、様式第9号(その1~その2)及び様式第10号の提出 時期は、競争参加資格確認の翌日までになります。
- (注4)総合評価方式の適用工事であって、標準型以外の場合は、入札参加受付時に技術提案書を 提出済みでも、システムには提出ボタンが表示されます。これは、システムの仕様により一 律表示されるものであり、実際の提出状況は反映していません。

# (別記2)

# 総 合 評 価 点 評 価 基 準 (地域密着型)

地域密着型の評価に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、地域密着型における 加算点の最高点は24.5点(発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は25.25 点)とする。

なお、評価基準における基準日は開札日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、技術提案書の作成にあたっては、「総合評価方式様式関係記載留意事項」で各評価項目の評価基準を確認すること。

## ●特記事項

1 工事番号 25-36230-0024

2 工事名 農業用河川工作物応急対策0701工事 庄司場堰地区

3 工事箇所 白河市小田川地内

以下の番号(※○)の具体的な内容は、共通事項の番号(※○)に対応している

<u> </u>	新方(※○)の具件的な内容は、	共理事項の番方(※U)に対応している		
番号	評価基準	左記の具体的な内容		
<b>※</b> 1	同種・類似工事	表面補修工事 (コンクリート構造物に限る)		
<b>※</b> 2	施工実績指定金額			
<b>※</b> 3	企業の工事成績の評価対象期間	(注)同一発注種別の工事で、評価対象期間の中		
	過去5年以内(ただし、開札	で竣工検査日が最も新しい工事成績評定を評価		
	日の属する月の3月前の末日	対象とする。(同種・類似工事ではなく、同一		
	まで)	発注種別工事であることに注意すること。)		
		同一発注種別 一般土木工事		
<b>※</b> 4	同一市町村内工事実績の対象	白河市		
	となる市町村			
<b>※</b> 5		地域要件   管内		
<b>※</b> 6	入札参加者の所在地等の評価対	<u> </u>		
	入札参加者の所在地	上位点 ※4の市町村		
		中位点 県南建設事務所管内(棚倉土木事務		
		所管内を除く)		
	消防団への継続加入状況	上位点		
	(加入消防団の所在地)	所管内を除く)		
		下位点棚倉土木事務所管内		
	ボランティア活動への取	県南建設事務所管内(棚倉土木事務所管内を除		
	組み、※7~※10	<)		
<b>※</b> 7	災害時の出動実績 又は			
	災害時の応援協定締結	《一般土木工事、舗装工事》		
	若しくは	※7~※10から2項目を選択すること。		
	防疫対策業務実績 又は	《建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事》		
	防疫対策協定締結	※7~※10から2項目を選択すること。		
<b>%</b> 8	新卒・離職者の雇用実績	※10は維持補修業務のみ評価対象。		
<b>※</b> 9	雇用の維持・確保	注)選択した2項目のみ記載すること		
<b>※</b> 10	除雪、維持補修業務の履行実績			
<b>※</b> 1 1	橋梁、ポンプ等の工場製作を	<u>_</u>		
	含む工事の評価対象技術者			

※「消防団への継続加入」(様式第11号)の記載における留意点

地域要件が喜多方建設事務所管内又は南会津建設事務所管内である場合で、消防団所在地が北塩原村又は南会津町である場合は、所属する分団のある土木事務所の市町村を選択すること。

# ●共通事項

①企業の技術力 (実績・経験等) に対する評価

評価内容	評 価 基 準	配点	得点
施工能力	過去 15 年以内に同種・類似工事(※1)の施		
	工実績がある場合		
	・過去5年以内の施工実績	2.0 点	
	・過去5年より前で10年以内の施工実績	1.5点	
	・過去 10 年より前で 15 年以内の施工実績	0.5点	
	上記以外	0 点	/2.0
工事成績	福島県発注の同一発注種別工事で企業の工		
(福島県発注の工	事成績の評価対象期間(※3)における直近		
事について評価)	(最新)の工事成績評定が75点以上である		
	場合		
	・成績評定が 85 点以上	1.50 点	
	・成績評定が 80 点以上 85 点未満	1.25 点	
	・成績評定が 75 点以上 80 点未満	1.00 点	
	上記以外	0 点	/1.5
週休2日確保工事	県発注工事において過去1年以内に竣工検		
	査を受けた工事で発注工事と同一の発注種		
	別の週休2日確保工事実施証明書がある場		
	合	0.25 点	
	上記以外	0 点	/0.25
建設キャリア	建設キャリアアップシステムに企業が登録		
アップシステム	し、当該現場で運用する場合	0.25 点	
	上記以外	0 点	/0.25
ふくしまME	ふくしまME(メンテナンスエキスパート)		
資格保有	の認定を受けた技術者が1名以上いる場合		
(一般土木工事、		0.25 点	
舗装工事に限る。)	上記以外	0 点	/0.25
   小計点①			/4.0
(1.印 ) (1.11) (1.11) (1.11)			注 1

注1:発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は 4.25 点

# ②配置予定技術者の技術力 (実績・経験等) に対する評価

評価内容	評 価 基 準	配点	得点
施工能力	過去 10 年以内に同種・類似工事(※1)の工		
	事経験(監理技術者 <sup>(注1)</sup> 、主任技術者又は		
	現場代理人としての経験)がある場合		
	ただし、建築工事、電気設備工事及び暖冷房		
	衛生設備工事の場合は過去 15 年以内とする	0.5点	
	上記以外	0 点	/0.5

工事成績	過去5年以内(ただし、開札日の属する月の		
(福島県発注の工	3月前の末日まで)に福島県発注の同種・類		
事について評価)	似工事(※1)において、工事成績評定が8		
	0点以上の工事経験(監理技術者 (注1)、主		
	任技術者又は現場代理人としての経験) があ		
	る場合		
	・成績評定が 85 点以上	0.75 点	
	・成績評定が 80 点以上 85 点未満	0.5点	
	上記以外	0 点	/0.75
小計点②			/1.25

(注1) 監理技術者には専任特例2号の監理技術者としての経験を含む。

# ③企業の地域社会に対する貢献度を評価

評価内容	評 価 基 準	配点	得 点
若手・女性技術者	「配置予定技術者」に若手・女性技術者を配		
の配置	置する場合	0.5点	
( )	「現場代理人」に若手・女性技術者を配置す		
(40歳未満の男性	る場合	0.25 点	
技術者又は全ての 女性技術者)		0 点	/0.5
同一市町村内の工	(1)一般土木工事又は舗装工事の場合	0 7/1/	/ 0.0
事実績	(1)		
<b>ず</b> 大順	公共工事の工事実績がある場合(一般土木工		
	事又は舗装工事の工事実績に限る)		
		1 0 F	
	・3件以上	1.0点	
	· 2 件	0.5点	
	上記以外	0 点	/1.0
	(2)建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設		
	備工事の場合		
	過去10年以内に(※4)市町村内におい		
	て、公共工事の工事実績がある場合(同一発		
	注種別の工事実績に限る)		
	• 1 件	1.0 点	
	上記以外	0 点	/1.0
入札参加者の所在	入札参加業者の本店、準本店又は支店等(以		
地	下「本店等」という。)の所在地が、下記管		
	内にある場合	(注3)	
	・(※6上位点)の市町村 <sup>(注 1, 2)</sup> 本店	6.0点	
	準本店	5.0 点	
	支店等	3.0 点	
	・(※6中位点)の管内 <sup>(注1)</sup> 本店	3.0 点	
	準本店	2.5 点	
	支店等	1.5 点	<b>/</b> 6.0

	上記以外	0 点	
ボランティア活動	(※6)管内に本店等がある企業が、当該管		
への取組み状況	内で過去3年間以上継続してボランティア活   動の実績がある場合	1.25 点	
	上記以外	0 点	/1.25
消防団への継続加	下記管内の消防団に、過去1年間以上継続加		
入状況	入している者を1名以上雇用している場合		
	・(※6上位点)の管内	0.5点	
	・(※6下位点)の管内	0.25 点	
	上記以外	0 点	/0.5

- (注1) 開札日時点で建設業法の許可を受けてから3年を経過している支店等を有する場合は、配点が高い方で評価。(委任の有無は問わない。)
- (注2) 工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、「入札参加者の所在地」における同一 市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がい わき市の場合、いわき建設事務所管内の企業は上位点(同一市町村内)で評価する。
- (注3)上段は本店の配点、中段は準本店の配点、下段は準本店に該当しない支店等の配点。なお、本店・準本店・支店等については、「地域要件毎の評価対象」を参照。

評価内容	評 価 基 準	配	 点	得	
(※7)	(※6)管内に本店等がある企業が、当該管	HO	7111	14	7111
災害時の出動実績	内で下記に該当する場合				
又は	   (1) 県管理施設の実績の場合				
災害時の応援協定	・過去3年以内の災害時出動実績かつ災害応				
締結	援協定締結がある場合	1.7	5 点		
	・過去3年以内に災害時出動実績がある場合	1. 5			
	<ul><li>災害応援協定締結がある場合</li></ul>		······· 0 点		
	(2)国、市町村管理施設の実績の場合	1.0	0		
	・過去3年以内の災害時出動実績かつ災害応				
	・回云3年以内の火音時山動美積が7火音応  接協定締結がある場合	1. 5	0 占		
	・過去3年以内に災害時出動実績がある場合				
		1. 2			
	・災害応援協定締結がある場合		5 点	,	
	上記以外		0 点		1.75
若しくは		1			
家畜伝染病に係る	(※6)管内に本店等がある企業が、当該管				
防疫対策業務実績	内で下記に該当する場合				
又は	・過去3年以内の防疫業務実績かつ防疫対策				
防疫対策業務協定	業務協定締結がある場合	1.7	5 点		
締結	・過去3年以内に防疫業務実績がある場合	1.5	0 点		
	・防疫対策業務協定締結がある場合	1.0	0 点		
	上記以外		0 点	/	1.75
(% 8)	(※6)管内に本店等がある企業が、当該管				
新卒・離職者の雇	内で下記に該当する場合				
用実績	・過去1年以内に新卒者又は離職者を2名以				
	上雇用(正規雇用)している	1.2	5 点	/	1.25

(※10) 除雪、維持補修業務の履行実績 (※6)管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合 (1)県管理施設の実績の場合 ・過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けたことがある ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務又は維持補修業務のいずれかの履行実績がある ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務を履行した実績がある場合 ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務を履行した実績がある場合 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務を両方の履行実績がある。・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。・直前の5年度間連続して国、市町村のいず		<u>.</u>	-		
・過去1年以内に新卒者又は離職者を1名雇用(正規雇用)している上記以外 0.75点上記以外 0点 (※ 6) 管内に本店等がある企業が、下記に該当する場合・当該管内における従業員数(正規雇用)が1年前より増えている・東日本大震災による被災者等を1名以上雇用(正規雇用)している企業又は被災、避難企業と当該工事において下請契約を行う・当該管内における従業員数(正規雇用)が1年前と同じ上記以外 0.75点上記以外 0点 (※ 6) 管内に本店等がある企業が、当該管内における従業員数(正規雇用)が1年前と同じ上記以外 0点 (※ 6) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合 (1)県管理施設の実績の場合・過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けたことがある。上直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務と維持補修業務の <b>両方</b> の履行実績がある、北持補修のみ評価対象。 ・適去3年以内に県が発注する除雪業務と維持補修業務の <b>いずれか</b> の履行実績がある 1.75点 (2)国、市町村管理施設の実績の場合 (2)国、市町村管理施設の実績の場合・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある 1.50点・直前の5年度間連続して国、市町村のいず		ヹ	・東日本大震災による被災者等を1名以上雇		
用(正規雇用)している			用(正規雇用)している		
上記以外		<b></b>	・過去1年以内に新卒者又は離職者を1名雇		
(※9) 雇用の維持・確保		0.75 点	用(正規雇用)している		
雇用の維持・確保 ・当該管内における従業員数(正規雇用)が 1年前より増えている ・東日本大震災による被災者等を1名以上雇用(正規雇用)している企業又は被災、避難企業と当該工事において下請契約を行う ・当該管内における従業員数(正規雇用)が 1年前と同じ上記以外 0.75点上記以外 0点 (※6)管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合 (1)県管理施設の実績の場合・過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けたことがある。 **選集工事の場合、除雪と維持補修の両方。 評価対象。 ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務と維持補修のみ評価対象。 ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務又は維持補修業務のいずれかの履行実績がある。 ・適去3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務を履行した実績がある場合 (2)国、市町村管理施設の実績の場合・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。・直前の5年度間連続して国、市町村のいず		0 点	上記以外		
・当該管内における従業員数(正規雇用)が 1年前より増えている ・東日本大震災による被災者等を1名以上雇用(正規雇用)している企業又は被災、避難企業と当該工事において下請契約を行う・当該管内における従業員数(正規雇用)が1年前と同じ上記以外 0.75点上記以外 0点 /1.  (※10) (※6)管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合(1)県管理施設の実績の場合・過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けたことがある。 雪と維持補修の両方評価対象。 ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。 1.75点・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務又は維持補修業務のWずれかの履行実績がある。 1.25点・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務を履行した実績がある場合 1.00点 (2)国、市町村管理施設の実績の場合・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。 1.50点・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。 1.50点・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。 1.50点・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。 1.50点・直前の5年度間連続して国、市町村のいず	(※9)		(※6)管内に本店等がある企業が、下記に		(* 9
1年前より増えている   ・東日本大震災による被災者等を1名以上雇用(正規雇用)している企業又は被災、避難企業と当該工事において下請契約を行う   1.25点   ・当該管内における従業員数(正規雇用)が   1年前と同じ上記以外   0点   1.25点	雇用の維持・確保		該当する場合	准持	雇用の
・東日本大震災による被災者等を1名以上雇用(正規雇用)している企業又は被災、避難企業と当該工事において下請契約を行う。1.25点・当該管内における従業員数(正規雇用)が1年前と同じ上記以外 0.75点上記以外 0点 0点 1.25点ので下記に該当する場合 (※6)管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合 (1)県管理施設の実績の場合・過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けたことがある。 1.75点の言と維持補修の両方評価対象。 ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務と維持補修業務の <b>両方</b> の履行実績がある。 1.75点 2.25点 2		25	・当該管内における従業員数(正規雇用)が		
用(正規雇用)している企業又は被災、避難企業と当該工事において下請契約を行う ・当該管内における従業員数(正規雇用)が1年前と同じ上記以外 0.75点上記以外 0点 (※6)管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合 (1)県管理施設の実績の場合・過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けたことがある。 雪と維持補修の両方評価対象。・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務と維持補修業務の <b>両方</b> の履行実績がある 1.75点準持補修のみ評価対象。・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務又は維持補修業務のいずれかの履行実績がある 1.25点維持補修のみ評価対象。 1.25点 1.00点 (2)国、市町村管理施設の実績の場合・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある 1.00点 (2)国、市町村管理施設の実績の場合・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある 1.50点 1.50点			1年前より増えている		
<ul> <li>企業と当該工事において下請契約を行う 1.25点</li> <li>・当該管内における従業員数(正規雇用)が 1年前と同じ</li></ul>		<del></del> 로	・東日本大震災による被災者等を1名以上雇		
<ul> <li>・当該管内における従業員数(正規雇用)が 1年前と同じ 上記以外 0.75点 上記以外 0点 /1.</li> <li>(※10) 除雪、維持補修業 務の履行実績 (1)県管理施設の実績の場合 ・過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業 により企業として感謝状の贈呈を受けた ことがある 1.75点</li> <li>※建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛 生設備工事の場合、維持補修のみ評価対象。 2.6前の5年度間連続して県が発注する除雪業務又は維持補修業務の両方の履行実績がある 1.25点</li> <li>維持補修のみ評価対象。 1.75点 (2)国、市町村管理施設の実績の場合 1.00点 (2)国、市町村管理施設の実績の場合 1.00点 (2)国、市町村管理施設の実績の場合 1.00点 (2)国、市町村管理施設の実績の場合 1.50点 直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある 1.50点 直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務 の両方の履行実績がある 1.50点 1.50点</li> </ul>		淮	用(正規雇用)している企業又は被災、避難		
1年前と同じ		1.25 点	企業と当該工事において下請契約を行う		
上記以外 (※10) 除雪、維持補修業務の履行実績 (1)県管理施設の実績の場合 ・過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けたことがある。 ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務と維持補修のみ評価対象。 ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務又は維持補修業務の下れかの履行実績がある。 ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務のいずれかの履行実績がある。 ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務のいずれかの履行実績がある。 ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務を履行した実績がある場合 (2)国、市町村管理施設の実績の場合 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず		$\tilde{\mathcal{E}}_{i}$	・当該管内における従業員数(正規雇用)が		
(※10) 除雪、維持補修業 務の履行実績 (1)県管理施設の実績の場合 ・過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業 により企業として感謝状の贈呈を受けた ことがある ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪 業務と維持補修業務の両方の履行実績が ある ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪 業務と維持補修業務の両方の履行実績が ある ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪 業務又は維持補修業務のいずれかの履行 実績がある ・過去3年以内に県が発注する除雪 業務又は維持補修業務のいずれかの履行 実績がある ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は 維持補修のみ評価対 象。 ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は 維持補修業務を履行した実績がある場合 (2)国、市町村管理施設の実績の場合 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず れかが発注する除雪業務と維持補修業務 の両方の履行実績がある ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず		0.75 点	1年前と同じ		
除雪、維持補修業務の履行実績 (1) 県管理施設の実績の場合 ・過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けたことがある ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務又は維持補修業務のいずれかの履行実績がある 維持補修のみ評価対象。 ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務のいずれかの履行実績がある ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務を履行した実績がある場合 ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務を履行した実績がある場合 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず		0点 /1.2	上記以外		
務の履行実績 (1) 県管理施設の実績の場合 ・過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業 により企業として感謝状の贈呈を受けた ことがある ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪 業務と維持補修業務の両方の履行実績が ある 1.75点 ※建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛 生設備工事の場合、維持補修のみ評価対象。 ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は 維持補修業務を履行した実績がある場合 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず れかが発注する除雪業務と維持補修業務 の両方の履行実績がある 1.00点 (2) 国、市町村管理施設の実績の場合 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず れかが発注する除雪業務と維持補修業務 の両方の履行実績がある 1.50点 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず	(※10)	\$	(※6)管内に本店等がある企業が、当該管	0)	(※1
*過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けたことがある 雪と維持補修の両方評価対象。 *・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務又は維持補修業務のいずれかの履行実績がある ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務を履行した実績がある場合 ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務を履行した実績がある場合 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず	除雪、維持補修業		内で下記に該当する場合	維扌	除雪、
※一般土木工事及び 舗装工事の場合、除 雪と維持補修の両方 評価対象。 ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪 業務と維持補修業務の両方の履行実績が ある ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪 業務又は維持補修業務のいずれかの履行 実績がある ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は 維持補修業務を履行した実績がある場合 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず れかが発注する除雪業務と維持補修業務 の両方の履行実績がある ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず れかが発注する除雪業務と維持補修業務 の両方の履行実績がある ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず	務の履行実績		(1) 県管理施設の実績の場合	<b>宁</b> ᢖ	務の履
舗装工事の場合、除 雪と維持補修の両方 評価対象。 ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪 業務と維持補修業務の両方の履行実績が ある ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪 業務又は維持補修業務のいずれかの履行 実績がある ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は 維持補修のみ評価対 象。 ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は 維持補修業務を履行した実績がある場合 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず れかが発注する除雪業務と維持補修業務 の両方の履行実績がある ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず れかが発注する除雪業務と維持補修業務 の両方の履行実績がある ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず		   	・過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業		
雪と維持補修の両方 評価対象。 ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある ・連前の5年度間連続して県が発注する除雪業務又は維持補修業務のいずれかの履行実績がある ・追告3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務を履行した実績がある場合 ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務を履行した実績がある場合 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある ・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず	※一般土木工事及び	2	により企業として感謝状の贈呈を受けた	上木	※一般
<ul> <li>評価対象。</li> <li>業務と維持補修業務の両方の履行実績がある</li> <li>心直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務又は維持補修業務のいずれかの履行生設備工事の場合、維持補修のみ評価対象。</li> <li>・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務を履行した実績がある場合</li> <li>・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務を履行した実績がある場合</li> <li>・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。</li> <li>・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある。</li> <li>・直前の5年度間連続して国、市町村のいず</li> </ul>	舗装工事の場合、除		ことがある	事の	舗装工
************************************	雪と維持補修の両方	···· 章	・直前の5年度間連続して県が発注する除雪	寺補	雪と維持
※建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合、 生設備工事の場合、 維持補修のみ評価対象。・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務又は 実績がある1.25点・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は 維持補修業務を履行した実績がある場合 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある ・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず1.50点	評価対象。	35	業務と維持補修業務の両方の履行実績が	良。	評価対象
備工事及び暖冷房衛 生設備工事の場合、 維持補修のみ評価対象。		1.75 点			
生設備工事の場合、 維持補修のみ評価対象。  ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は 維持補修業務を履行した実績がある場合  (2)国、市町村管理施設の実績の場合 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある ・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず		Ē	「世間のも午及間連続して宏が光在する除ョー		
#持補修のみ評価対象。  ・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は 維持補修業務を履行した実績がある場合 1.00点 (2)国、市町村管理施設の実績の場合 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず れかが発注する除雪業務と維持補修業務 の両方の履行実績がある 1.50点 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず		<b></b>	業務又は維持補修業務のいずれかの履行	-	
<ul> <li>集持補修業務を履行した実績がある場合 1.00 点</li> <li>(2)国、市町村管理施設の実績の場合</li> <li>・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある 1.50 点</li> <li>・直前の5年度間連続して国、市町村のいず</li> </ul>		1.25 点			
(2)国、市町村管理施設の実績の場合 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある 1.50点 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず		t	・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は	多∅.	
<ul> <li>・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある 1.50点</li> <li>・直前の5年度間連続して国、市町村のいず</li> </ul>	<b>家</b> 。	1.00 点	維持補修業務を履行した実績がある場合		象。
れかが発注する除雪業務と維持補修業務 の <b>両方</b> の履行実績がある 1.50 点 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず			(2)国、市町村管理施設の実績の場合		
の <b>両方</b> の履行実績がある 1.50 点 ・直前の5年度間連続して国、市町村のいず		ř	・直前の5年度間連続して国、市町村のいず		
・直前の5年度間連続して国、市町村のいず		务	れかが発注する除雪業務と維持補修業務		
		1.50 点	の両方の履行実績がある		
		F	・直前の5年度間連続して国、市町村のいず		
れかが発注する除雪業務又は維持補修業		<b>養</b>	れかが発注する除雪業務又は維持補修業		
務の <b>いずれか</b> の履行実績がある 1.00 点		1.00 点	務の <b>いずれか</b> の履行実績がある		
・過去3年以内に国、市町村のいずれかが発		<b>Ě</b>	・過去3年以内に国、市町村のいずれかが発		
注する除雪業務又は維持補修業務を履行		<b>テ</b>	注する除雪業務又は維持補修業務を履行		
した実績がある場合 0.75 点		0.75 点	した実績がある場合		
上記以外 0点 /1.		0点 /1.7	上記以外		
小計点③ /12.	小卦占②	/12.2			.ار
), in w.e.	√1.□ 巛 ◎	注 1		p   /	\1,

注1:発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は12.75点

#### ●地域要件毎の評価対象

#### <**支店等**>とは

県内に本店を有する企業(県内企業)の支店・営業所であって、開札日時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。そのため、「入札参加者の所在地」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」、「災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結」、「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」、「除雪・維持補修業務の履行実績」については、県外に本店を有する企業は評価の対象とならない。

#### <**準本店**>とは

支店等のうち、地域要件ごとの評価対象地域において、過去3年以内に国・県・市町 村のいずれかが発注した除雪・維持補修業務等の履行実績があるものをいいます。

## <**委任なし支店等**>とは

建設業法の許可を受けているが、委任していない支店・営業所(県内企業)。

#### ●除雪・維持補修業務について

準本店の要件及び(※10)における除雪・維持補修業務の対象施設と業務内容については次のとおり。

#### 【対象施設】

国、県、市町村が管理し、以下の①~③に該当する施設。

①不特定多数の人が利用する公共施設

(例:道路、水道施設、行政庁舎・警察庁舎、公園等)

②県民の安全・安心を確保する施設

(例:河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設等)

- ③その他公共の用に供する施設(例:学校、公営住宅等)
- ○職員公舎や資材倉庫など直接県民の安全・安心に関わらない施設は対象外とする。

#### 【業務内容】

①除雪業務

冬期間を通じて、国、県、市町村と除雪又は融雪剤散布の契約をした者。

②維持補修業務

年間を通じて、国、県、市町村と維持補修の契約をした者又は、自然災害や水道管破裂など突発的な事象に対して緊急対応を行った者。

## i ) 入札参加者の所在地

上位点

(加算点が 6.0点(本店)、5.0点(準本店)又は 3.0点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注1、2)
管内	
隣接3管内	同一市町村内(注3)
県 内	

- (注1)入札参加者とは別に、委任なし支店等を有する場合は、配点が高い方で評価。
- (注2) 評価する支店等は、開札日時点で建設業法の許可を受けてから3年を経過している支店等とする。

ただし、建設業法の許可を受け3年を経過している本店や支店等が企業合併 により支店等になった場合はこの限りでない。

(注3) 工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、同一市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき市の企業は上位点(同一市町村内)で評価する。

# 中位点

(加算点が 3.0点(本店)、2.5点(準本店)又は 1.5点(本店・準本店以外)となる場合)

(**** >   ******	
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注1、2)
管 内	
隣接3管内	土木事務所管内
県 内	

## ii) ボランティア活動への取組み

地域要件	評価対象となる入札参 加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象となるボラン ティア活動を行った場 所	評価対象となる 期間と実績件数
管内			過去3年間
隣接3管内	土木事務所管内(沒	主2、4、5、6)	以上継続して
県 内			1件以上

- (注4) 他土木事務所管内にある入札参加者であっても、以下の①②の両方を満たす 委任なし支店等を有する場合は、評価対象とします。
  - ①同一土木事務所管内にある。
  - ②準本店の要件を満たす。
- (注5) 工事箇所がいわき市の場合、建設事務所管内とする。
- (注6) 本店又は準本店に該当する入札参加者を評価対象とする。

#### iii)消防団への継続加入

上位点(加算点が0.5点となる場合)

地域要件	評価対象となる 加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管内		
隣接3管内	土木事務所管内 (注 5)	過去1年以上継続雇用している社員が 過去1年以上継続して消防団員である
県 内	(任3)	<u> </u>

#### 下位点(加算点が0.25点となる場合)

地域要件	評価対象となる 加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管 内 隣接3管内	建設事務所管内 (注7)	過去1年以上継続雇用している社員が 過去1年以上継続して消防団員である
県 内		

(注7) 工事箇所がいわき市の場合、該当なし。

# iv) 災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結 若しくは

家畜伝染病に係る防疫対策業務実績又は防疫対策業務協定締結

災害時	評価対象と	災害時		配 点(注9	)
地域要件	なる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	出動実績	災害応援協 定締結があ る場合 (注8)	過去3年以 内に災害時 出動実績が ある場合	過去3年以内 の災害時出動 実績かつ災害 応援協定締結 がある場合
管 内	土木事務	<b>正</b>	1.0点	1.5点	1. 75 点
[			1.0 点 0.75 点	1. 25 点	1. 75 点
県 内		(注4、5、6)		1.20 ///	1.0 ///

# 若しくは

家畜伝染病	評価対象と	防疫分害	Ī	配 点 (注 1 (	))
地域要件	なる入札参 加者の所在 地 (本店・準本 店・支店等)	未伤天限	防疫対策協 定締結があ る場合 (注8)	過去3年以 内に防疫対 策業務実績 がある場合	過去3年以内 の防疫対策業 務実績かつ防 疫対策協定締 結がある場合
管 内	上十事效	<b>武                                    </b>			
隣接3管内		土木事務所管内 (注 4 、 5 、 6 )		1.5 点	1.75 点
県 内	(任4、5	0, 0)			

(注8) 災害応援協定締結及び家畜伝染病に係る防疫対策業務協定締結は、本店・準本店のみが評価対象。

(注9) 配点欄 上段:県管理施設の実績の場合

下段:国、市町村管理施設の実績の場合

(注10) 家畜伝染病に係る防疫対策業務協定等は福島県との協定が評価対象。

## v)新卒・離職者の雇用実績

(新卒・離職者の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札 参加者の所在地	評価の対象 となる新卒	評価対象	雇用 <i>)</i> 対する	1.7
地域安件	(本店・準本店・支店 等)	・離職者の 勤務地	期間	1名	2名以上
管内	上十声改正	α H	温土1左		
隣接3管内	土木事務所 (注4、5、		過去1年 以内	0.75 点	1.25 点
県 内	(往4、5、	0)	D/N		

# (東日本大震災による被災者等の雇用実績の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者	評価対象	雇用人数に
地域安什	の所在地	期間	対する配点

	(本店・準本店・支店等)		1名以上
管内	土木事務所管内	平成 23 年 3 月 11 日	
隣接3管内	(注4、5、6)	YM 23 年 3 月 11 日   以降の雇用実績	1.25 点
県 内	(在4、5、6)	以降の准用表限	

# vi) 雇用の維持・確保

(雇用人数による評価基準)

地域要件	評価対象となる入札 参加者の所在地	評価の対象となる従業	評価対象と   対する		
	(本店・準本店・支店 等)	員の勤務地	なる月日	同数	増加
管内		÷γ	開札日にお		
隣接3管内	土木事務所 <sup>2</sup> (注4、5、		ける1年前	0.75 点	1.25 点
県 内	(江子、0、	0 )	との比較		

# (東日本大震災による被災者等の雇用維持の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	配点
管 内	土木事務所管内	
隣接3管内	工术事務所官內 (注 4 、 5 、 6 )	1.25 点
県 内	(在4、5、6)	

# vii) 除雪・維持補修業務の履行実績

				配点	(注9)	
	評価対象		過 去 3 年	直前の5年	過去5年度	直前の5年
	となる入		以内に1	度間連続し	以内に福島	度間連続し
		除雪・維	件以上の	て除雪業務	県道路除雪	て除雪業務
地域要件		寺補修業	履行実績	または維持	表彰事業に	と維持補修
		努の実績	がある場	補修業務の	より企業と	業務の両方
	本店・支		合	いずれかの	して感謝状	の履行実績
	店等)			履行実績が	を受けた場	がある場合
				ある場合	合	
管 内						
隣接3管内	土木事務別	<b></b>	1.0 点	1.25 点	1.75 点	1.75 点
別刊女 ひ 目   1	(注4、5	(6)	0.75 点	1.0 点	_	1.5 点
県 内						

# ④品質確保等の確実性

評価基準	配点
低入札調査基準価格以上で応札した場合	7.0 点

合計点	小計①~④の合計	/24.5 注1
-----	----------	-------------

注1:発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は25.25点